【主に自然景観及び文化的景観の保全に関する指標】
・魚つき保安林指定面積
・景観形成地区等指定件数
・史跡、名勝、天然記念物等の府県指定件数
・文化的景観の府県選定件数
・沿岸地域の海関連伝統行事数
・海底ごみ回収量
・環境保全活動のイベント数
・環境保全活動参加者数
・臨海部における親水空間（散策道、海浜公園等）の数
・釣り公園等の釣り場の数
【主に水産資源の持続的な利用の確保に関する指標】
・漁場整備事業（魚礁設置等）実施箇所数
・水産動植物採捕禁止区域等設定数

○東北地方整備局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十六日　東北地方整備局長　縄田　正

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
いわき市泉町下川字大剣三八一番から同市泉町滝尻字東越地一番二まで	前	三二・八〇～一一九・七〇メートル	三・〇九〇キロメートル	
	後	二六・八〇～一〇三・四〇メートル	三・〇九〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十六日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
六号	いわき市泉町下川字大剣三八一番から同市泉町滝尻字六枚内五九番一まで	東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月十六日十五時

○東北地方整備局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十六日　東北地方整備局長　縄田　正

道路の種類　一般国道

路線名　四十五号

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岩手県下閉伊郡田野畑村尾肝要一番二から同郡普代村第一一地割柏木平六番一まで	前	八・四八～九・五〇メートル	四七・三〇キロメートル	上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	A	八・四八～九・五〇メートル	四七・三〇キロメートル	
	後	七・〇〇～八・〇〇メートル	九五・三〇キロメートル	
	B	七・〇〇～八・〇〇メートル	九五・三〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十六日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	岩手県下閉伊郡普代村第二九地割字芦渡三九番一一から同村第二九地割字芦渡四〇番二五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月十六日

○東北地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十六日　東北地方整備局長　縄田　正

一　施行者の名称　秋田県

二　都市計画事業の種類及び名称　秋田都市計画道路事業三・四・十一号新屋土崎線

三　事業施行期間　自平成二十七年三月十六日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　秋田県秋田市川元小川町、川元むつみ町、川元開和町、川元山下町、山王五丁目、旭北錦町、旭南一丁目及び旭南三丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十六日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第百六十七号小平都市計画道路事業三・二・八号府中所沢線及び東村山都市計画道路事業三・三・八号府中所沢線

三　事業施行期間　自平成十七年三月二十九日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十六日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第千三百二十五号調布都市計画道路事業三・二・六号調布保谷線及び三鷹都市計画道路事業三・二・六号調布保谷線

三　事業施行期間　自平成十一年六月八日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし